ゆうちょ銀行口座登録および学費納入の手引き

駿河台大学では、入学する全学生に**学生本人名義のゆうちょ銀行口座**を登録いただきます。本手引きに沿って、口座登録の手続きを必ず行ってください。

同封物

①「ゆうちょ銀行口座登録および学費納入の手引き」　（本紙表面）
　「学費等納付金月額納付制度利用の手引き」　（本紙裏面）　※月額納付制度利用者のみ参照
②「ゆうちょ銀行口座登録の流れ」　（A4表面）
　「自動払込利用申込書（駿河台大学　学費等納付金）記入例」　（A4裏面）
③「自動払込利用申込書（駿河台大学　学費等納付金）」　※要提出
④「返信用封筒」　※要提出

同封物に不足等がありましたら、お手数ですが財務課（TEL042-972-1191）までお問い合わせください。

1. ゆうちょ銀行口座の登録手続きについて

ゆうちょ銀行口座の登録は、次のとおり行います。表紙記載の手続期限までに、必ず全員手続きを完了させてください。ご不明な点は、財務課までお問い合わせください。

【STEP1】事前準備

学生本人名義のゆうちょ銀行口座情報が分かるもの（通帳等）、お届け印をお手元にご用意ください。

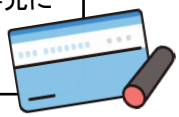

【STEP2】記入

「②ゆうちょ銀行口座登録の流れ（表面）」および「②自動払利用申込書記入例（裏面）」を参照のうえ、**「③自動払込利用申込書」**を記入、押印します。

【STEP3】入力→送信

「②ゆうちょ銀行口座登録の流れ（表面）」に記載されているQRコードをスマホ等で読み込み、**「学費引落口座入力フォーム（Google Forms）」**に必要事項を入力、送信します。

【STEP4】返送

「③自動払込利用申込書」を**「④返信用封筒」**に入れ、駿河台大学財務課宛に送付してください。なお、郵送料はご負担願います。提出期限は表紙をご確認ください。

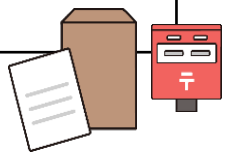

＜注意事項＞

1．学生本人名義のゆうちょ銀行口座以外は登録できません。また、貯蓄預金口座は登録できません。ゆうちょ銀行口座をお持ちでない場合は、最寄りのゆうちょ銀行にて「総合口座」を開設してください。

2．お届け印の印鑑相違、印鑑登録無しといった事象が例年多発しています。お届け印がご不明な場合は、最寄りのゆうちょ銀行にてご確認ください。口座開設やお届け印の確認にあたっては、事前に必要な持ち物がございますので、ゆうちょ銀行ホームページ等でお確かめください。

3．外国人留学生の方は、口座開設にあたって注意事項があります。右記のＱＲコードより内容をご確認ください（ゆうちょ銀行ホームページへリンクします）。
口座開設申込時点で、在留期間満了日が 3 ヶ月以内に到来する場合、口座開設はできません。該当する方は、財務課までご連絡ください。在留期間更新後に、速やかに口座開設を行ってください。

4．改姓名により口座名義が変更となった場合等は、財務課までご連絡ください。

2. ゆうちょ銀行口座の使用目的について

学費等納付金徴収の他、学業に関する徴収金の徴収、本学でのアルバイト料の振込、学費調整額の返還等にも使用することがあります。

3. 個人情報について

「自動払込利用申込書」および「学費引落口座情報入力フォーム」に記入された個人情報については、適切に管理を行い、外部には公表いたしません。また、本学が行う学費等納付金徴収の他、学業に関する徴収金の徴収、本学でのアルバイト料の振込、学費調整額の返還等以外の目的には使用いたしません。

4. 入学後の学費等納付金納入について

月額納付制度利用者は納付方法が異なります。
対象の方は、３ページ「学費等納付金月額納付制度利用の手引き」をご確認ください。

入学年度の分納２期分以降の学費等納付金は、卒業までの期間、学生本人名義のゆうちょ銀行口座より、年２回（分納１期分４月末日、分納２期分９月末日の予定）の口座引落にて納付いただきます。なお、引落手数料は本学負担となります。

入学後の学費等納付金引落スケジュール（予定）

学年	分納1期分	分納2期分
1年次	入学手続時に納付済	2026年9月末日（口座引落）
2年次	2027年4月末日（口座引落）	2027年9月末日（口座引落）
3年次	2028年4月末日（口座引落）	2028年9月末日（口座引落）
4年次	2029年4月末日（口座引落）	2029年9月末日（口座引落）

・引落日程、引落金額等の詳細は、ポータルサイトおよびメール（入学後大学から付与されるメールアドレス）を通じて通知いたします。
・高等教育の修学支援新制度の利用により授業料減免を受ける場合等は、上記スケジュールが該当しない場合があります。対象の方には、別途個別に通知いたします。

5. 学費等納付金の納付に関する注意事項

1．自動引落日の前日までに学費等納付金の入金をお願いいたします。
2．学費等納付金が引落された際、通帳には「駿大学費等」と印字されます。
3．一旦納入された学費等納付金は、原則として返還いたしません。
4．学費等納付金の引落ができなかった場合、本学で別途再引落の日程を定め、ポータルサイトより通知いたします。再引落で必ず引落ができるように準備をお願いいたします。
再引落においても学費等納付金の引落ができなかった場合、督促状を送付いたします。督促状に記載の納付期限を超過した場合、学費未納よる命令退学となりますのでご注意ください。

本学からの学費等納付金に関する諸連絡は、**原則ポータルサイト（ポタロウ）**を通じて連絡いたします。ログイン ID・パスワードについては、入学後に通知いたしますので、必ず登録を行うようにしてください。

本学学生寮に入寮される方は、寮費引落口座の登録も別途行います。同じゆうちょ銀行口座の登録となりますが、手続きはそれぞれ行う必要がございますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 駿河台大学　財務課　TEL042-972-1191

学費等納付金月額納付制度利用の手引き

学費等納付金月額納付制度は、出願時に申請された方のみが対象となります。
月額納付制度を利用されない方は、このページ以降の確認は不要です。

1. 月額納付制度の利用にあたって

学費等納付金月額納付制度は、学生本人名義のゆうちょ銀行口座を引落口座としてご登録いただき、毎月定められた金額を口座引落にて納付いただきます。なお、引落手数料は本学負担となります。

2. ゆうちょ銀行口座の登録手続きについて

ゆうちょ銀行口座の登録は、納付方法を問わず共通の手続きとなります。本紙１ページ「１．ゆうちょ銀行口座の登録手続きについて」を参照のうえ、表紙記載の手続期限までに、必ず登録手続きをお願いいたします。

学費等納付金月額納付制度は、出願時に「学費等納付金月額納付制度利用申請書」を提出し、日本学生支援機構の貸与型奨学金の予約採用候補者であることが利用条件となります。給付型奨学金の予約採用候補者となっている場合、本制度はご利用いただけません。

3. 入学後の学費等納付金納入について

学生本人名義のゆうちょ銀行口座より、毎月末（土日・祝日の場合は翌日）下表の金額を口座引落いたします。**引落金額が入学する学部ごとに異なりますので、ご注意ください。**また、引落前日までに引落口座へ入金をお済ませいただきますようお願いいたします。

２０２６年度 学費等納付金月額納付制度引落スケジュール

引落対象月	引落日	対象学部・月額納付額			
		法学部 経済経営学部	メディア情報学部	スポーツ科学部	心理学部
4・5月分※	4月30日（木）	193,400 円	233,400 円	260,900 円	210,900 円
6月分	6月 1日（月）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
7月分	6月30日（火）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
8月分	7月31日（金）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
9月分	8月31日（月）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
10月分※	9月30日（水）	103,000 円	143,000 円	170,500 円	120,500 円
11月分	11月 2日（月）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
12月分	11月30日（月）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
1月分	翌年1月4日（月）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
2月分	翌年2月1日（月）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
3月分	翌年3月1日（月）	90,400 円	90,400 円	90,400 円	90,400 円
入学後納入金額計		1,110,000 円	1,190,000 円	1,245,000 円	1,145,000 円

※４・５月分（４月３０日引落）および１０月分（９月３０日引落）は他月と引落金額が異なります。

4. 学費等納付金の納付に関する注意事項

1．毎月の自動引落日の**前日**までに学費等納付金の入金をお願いいたします。
2．学費等納付金が引落された際、通帳には「駿大学費等」と印字されます。
3．一旦納入された学費等納付金は、原則として返還いたしません。
4．**年度内に２回自動引落ができなかった（引落不可カウント２回）場合には、理由の如何を問わず月額納付制度の利用取消となりますのでご注意ください**（取消となった場合は、卒業までの期間、通常の年２回の引落にて学費を納付いただきます）。
5．自動引落日に学費等納付金の引落ができなかった場合には、**再引落日１３日（土日・祝日の場合は翌日）**に引落を行います。**再引落で必ず引落ができるように準備をお願いいたします。**
再引落においても学費等納付金の引落ができなかった場合、督促状を送付いたします。督促状に記載の納付期限を超過した場合、学費未納よる命令退学となりますのでご注意ください。

本学からの学費等納付金に関する諸連絡は、**原則ポータルサイト（ポタロウ）**を通じて連絡いたします。ログイン ID・パスワードについては、入学後に通知いたしますので、必ず登録を行うようにしてください。

本学学生寮に入寮される方は、寮費引落口座の登録も別途行います。同じゆうちょ銀行口座の登録となりますが、手続きはそれぞれ行う必要がございますのでご注意ください。

特にご注意ください！

① 日本学生支援機構の奨学金は大学入学後、所定の手続きを経た上で振込が行われます。４・５月分の引落日に奨学金の受給開始が間に合わず、引落ができないケースが多発しています。この場合についても、**引落不可としてカウント**されますので、**４・５月引落分はあらかじめ資金をご用意のうえ、引落口座へ引落前日までに入金をお済ませくださいますようお願いいたします。**
② 月額納付制度の引落日前には、必ず引落金額と引落口座の残高を確認し、必要に応じて資金の補充をお願いいたします。**奨学金受給額だけで学費を賄えない場合は、不足分をご自身で用意する必要がございます。他の引落との兼ね合いにも十分ご注意ください。**
③ 入学後、学生に対し、予約奨学生対象ガイダンス（貸与）において、月額納付制度の概略と注意事項等の説明を行います。**奨学金受給の手続きにも必須のガイダンスになりますので、必ず出席してください。**
④ 在籍中に休学した場合、月額納付制度の利用は取消となります。
⑤ **日本学生支援機構の給付型奨学金に採用となった場合も、月額納付制度の利用は取消となります。**

奨学金受給口座と学費引落口座の一本化について

日本学生支援機構の奨学金受入口座を今回登録する学生本人名義のゆうちょ銀行口座に設定すると、奨学金の受給口座と月額納付制度の引落口座が同一となります。**これから奨学金受入口座を設定する方は、必ず今回登録する学生本人名義のゆうちょ銀行口座としてください。**
既に受入口座の設定をされていて、変更を希望される方については、予約奨学生対象ガイダンス（日時は３月上旬本学ホームページに掲載される入学当初の諸行事案内でご確認ください）で変更手続きの説明をいたします。

【お問い合わせ先】駿河台大学　財務課　℡042-972-1191